

第27回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年9月29日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之	19番 青木 正廣

（農業委員の欠席者）

12番 増井 道宏	13番 服部 雅基	18番 高井 トミエ
-----------	-----------	------------

（農地利用最適化推進委員の出席）

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一
9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

6区 橋本 春男

（出席者）

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

議案

議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
議案第2号 「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」
報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第27回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、9番 谷崎 賢二 委員、10番 矢野 伸二 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、12番 増井 道宏 委員、13番 服部 雅基 委員、18番 高井 トミエ 委員、より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、4件、6筆です。

【議案書朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番から3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番から3番、田3筆、合計面積2,548㎡、耕作不便、低産地のため所有権移転の申請です。

譲受人の住所は市外ですが、以前から市内に農地を所有し、耕作を行っています。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

先日、現地調査をしてきましたが、もう何年間も耕作をしておらず背丈ほどの草が生い茂っているところ。買われる方が藍住町なのでどんな方かはわかりませんが、購入されて耕作を再開していただけるならば、耕作放棄地が解消されていいものになるのではないかと思います。皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番から3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番から3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号4番から6番、別々の案件ではございますが、譲受人は同じ法人でございます。株式会社などの法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があることから、整理番号4番から6番にかかる譲受人については、農地所有適格法人の要件を備えていることを提出書類により確認していることを報告いたします。

それでは、個々の申請にかかる審議内容について、ご説明いたします。

整理番号4番、田1筆、面積852㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

新居見町の現場ですが、以前より近所の方からどないかしてくれというような話が出てくるくらい、もう直径20センチを超えるような木が生えた農地になっております。そこへ、こういう買い手さんがついたということは、近所の方にもよい話ではないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、田1筆、面積2,244㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えてい

ることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越 委員

先日、農地パトロールの際に現場を確認してきましたが、住宅からも距離が離れて、周辺も格段これといった迷惑はかからないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号6番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号6番、田1筆、面積527㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田 委員

こちらの会社は太陽光パネルの下で作物を栽培しており、事務局に確認したところ今までこちらの会社が預かった農地などが荒れるなどの問題はなく、きちんと耕作ができています。今回のこの土地は長年荒れていた土地で周辺農地への影響もないようですし、耕作放棄地の解消にもなるので農地として活用してくれたらいいなと思いますので、どうか検討よろしくお祈いします

議長（青木会長）

それでは、整理番号6番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号6番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は、15件、46筆です。

【議案書朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の8ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

【議案書朗読省略】

整理番号1番について、ご説明いたします。

田1筆、43㎡、転用目的、住宅地の一部としての4条届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数5件、5筆です。

【議案書朗読省略】

整理番号1番、田1筆、1,047㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での5条届出となります。

整理番号2番、田1筆、693㎡、転用目的は駐車場用地、所有権移転での5条届出となります。

整理番号3番、田1筆、220㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での5条届出となります。

整理番号4番、田1筆、363㎡、転用目的は住宅用地、使用貸借での5条届出となります。

整理番号5番、畑1筆、183㎡、転用目的は宅地、所有権移転での5条届出となります。

以上、5件、5筆について、現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件1筆です。

【議案書朗読省略】

それぞれ、賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名、押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後1時44分

議事録署名委員

9番 谷崎 賢二 委員

10番 矢野 伸二 委員